

学校いじめ防止基本方針

平成 26 年（2014 年）3 月策定
平成 26 年（2014 年）7 月改定
平成 30 年（2018 年）1 月改定
令和 2 年（2020 年）4 月改定
令和 5 年（2023 年）4 月改定
令和 6 年（2024 年）4 月改定

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重される必要がある。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことがいじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することにつながる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。

本校では、「人間尊重・生命尊重を基盤とし、いかなる差別も許さない民主的な人間の育成を推進する」、「集団と個の関わりの中でお互いを磨き合いながら、いじめのない高め合える集団を育成する」を教育目標の重点として位置づけて、具体には児童の悩みや願いを知るため、定期的な生活アンケートで子どもの生活状況の把握に努めるとともに、あらゆる機会をとらえた教育相談を心がけ、教職員間での情報交換を密にしながら、いじめの未然防止・早期発見に努めることを行っている。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

さらに、けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため事案が発生した場合、背景にある事情の調査を行い、児童の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

また、例えば好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し、教員の指導によらず良好な関係を再び築くことができた場合等においては「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対応も行うこともある。しかしこれらの場合でも、法が定義するいじめに該当するため、事案を学校いじめ対策組織（子ども支援委員会）に情報共有を行うものとする。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止等のための組織

(1) 名称 「子ども支援委員会」

(2) 構成員 校長、教頭、首席、生活指導部・人権共生教育部・各学年代表、
養護、支援教育コーディネーター

(3) 役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

イ いじめの未然防止

ウ いじめの対応

エ 教職員の資質向上のための校内研修

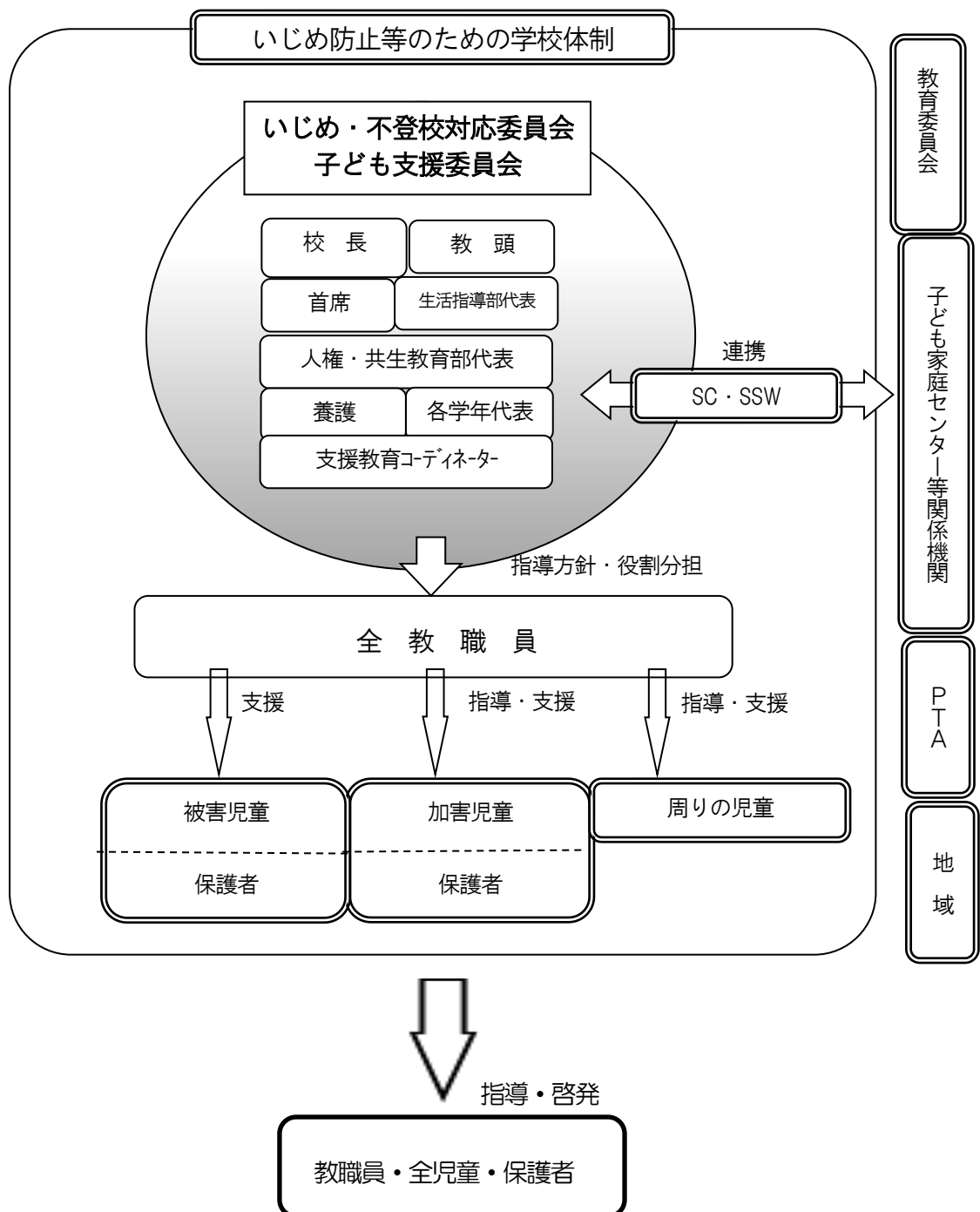
オ 年間計画の企画と実施

カ 年間計画進捗のチェック

キ 各取組の有効性の検証

ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 全教職員が取組む体制



5 いじめ防止等のための年間計画

本基本方針に沿って、以下のとおり実施する。

桜井谷東小学校 いじめ防止年間計画		
	児童・保護者にむけて	職員
4月	学級会（学級目標や安心ルールの決定） 地域訪問（家庭での生活の把握）	前年度学級担任・担当者との引継ぎ会
5月		第1回子ども支援委員会 年間計画の確認 第1回子ども支援全体会 支援の必要な子どもの情報共有
6月		
7月	元気調査 （結果に基づく聞き取り・いじめ事案への取組） 学級会（1学期の振り返り）	個人懇談による情報の集約 元気調査の集約及び分析、課題共有 第2回子ども支援委員会 支援の必要な子どもの情報を共有
8月	学級会（2学期の過ごし方）	夏季研修
9月		第3回子ども支援委員会 支援の必要な子どもの情報を共有
10月		
11月		
12月	個人懇談（家庭生活と学校生活の情報共有） 元気調査（結果に基づく聞き取り・いじめ事案への取組） 学級会（2学期の振り返り）	個人懇談による情報の集約 元気調査の集約及び分析、課題共有 第4回子ども支援委員会 支援の必要な子どもの情報共有
1月		第5回子ども支援委員会 支援の必要な子どもの情報を共有
2月	元気調査 （結果に基づく聞き取り・いじめ事案への取組）	元気調査の集約及び分析、課題共有
3月	学級会（1年間の振り返り）	第2回子ども支援全体会 引継シートを作成し、支援の必要な子どもについて共通理解 年間の取組を検証し、次年度の計画に生かす

6 取組状況の把握と検証（PDCA）

子ども支援委員会は、各学期に複数回の会議を開催し、気になる子どもの情報交換をするほか、いじめ防止の取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめの防止・早期発見

1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重を徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

また、いじめの特性として、いじめにあっていない児童がいじめを認めることを恥ずかしいと感じたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかったりすることが多い。自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童が、いじめにあっていない場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員は、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力をもって、いじめの早期発見に努めることが重要である。

そのため、本校では、「子ども支援委員会」を中心とした、全教職員でいじめ防止等に取り組む体制を整備するとともに、すべての児童が安心・安全に学校生活を送れるよう、一人ひとりの小さな変化を見逃さず、積極的な情報交換・情報共有を行い、日常的にいじめの未然防止・早期発見に努める。

2 いじめの防止・早期発見のための措置

- (1) 日頃から、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていく。
- (2) いじめに向かわない態度や能力を子どもたち自身が身につけられるよう、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。
そのため、教職員の研究部会において、子どもたちの自尊感情や自己肯定感を育むこととともに、安心して自分の思いが言える集団づくりを進めるための年間カリキュラムを整理し、実践していく。
- (3) 教職員は、校内・校外研修を通じて、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないための研鑽に努める。
また、児童の変化などの共通理解を図るため、日常的な情報交換を実施する。
- (4) 児童に対しては、毎学期に「学校生活アンケート（元気調査）」を実施して実態把握を行い、気になる回答のある児童には個人面談を行うことで、早期発見に努める。
- (5) 保護者と連携して児童を見守るため、定期的に学級懇談会や個人懇談会を実施し、家庭や学校での生活の様子を情報交換するとともに、日々の連絡帳を活用するなどして、保護者からの相談を積極的に受け入れる。
また、子どもや保護者を対象とした、いじめなどの電話相談窓口について、広く周知する。

第3章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。具体的な児童や保護者への対応については、「子ども支援委員会」が中心となり、速やかにかつ組織的に対応し、必要に応じて外部機関とも連携する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年代表や生活指導担当に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（子ども支援委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめた児童の別室指導や出席停止などにより、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、子ども支援委員会が中心となって対応する。

また、事案によっては子ども支援委員会がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと共に、児童や保護者のケアにあたり専門的なアドバイスを受ける。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。
いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめ解消について

次の2つの条件が満たされていることをもっていじめ解消の判断とする。

- (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われているものを含む）が止んでいる状態が相当期間（少なくとも3か月を目安とする）継続していること。
- (2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為により、被害者が心身の苦痛を感じていないと認められること。被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

6 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。

そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。

さまざまな学校行事が人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

7 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、子ども支援委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) また、教科、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。